

2020年度 貸切バス事業者安全性評価認定制度 書類審査項目の一部変更について

評価項目	今回	前回	
書類審査	2. 帳票類の整備、報告等 ⑥事業報告書・輸送実績報告書・安全情報報告書 (【法令遵守事項】のため評価できない場合は認定されません)	運輸支局等に提出した 2018 年度又は 2019 年度の「事業報告書」「輸送実績報告書」※「安全情報報告書」が提出されているかを確認します。 なお、事業報告書及び安全情報報告書は毎事業年度の経過後 100 日以内、輸送実績報告書は毎年 5 月 31 日までが提出期限となっておりますので、各書類の 2019 年度分をすでに提出していれば 2019 年度分、提出していなければ 2018 年度分をご提出ください。	「輸送実績報告」は「3. 運行管理等⑤運転者の確保」の項目にて提出。 「事業報告書」及び「安全情報報告書」は提出の設定なし。
	3. 運行管理等 ⑭指導監督等 (【法令遵守事項】のため評価できない場合は認定されません)	2019 年 12 月よりドライブレコーダーの導入が義務付けになりましたので、ドライブレコーダーが 全車両 に導入されていることが分かる資料を確認します。(計画書の提出では評価されません。)	ドライブレコーダーを導入していることが分かる資料。 全車両にドライブレコーダーが導入されていない場合は導入する旨の計画書を提出。
	3. 運行管理等 ⑭指導監督等 U⑭-5(上位事項)	ドライブレコーダーから取得した映像・画像等で 全運転者に 4 半期に 1 度以上の頻度で実施した教育記録と教材の映像や教育状況の写真を確認します。	ドライブレコーダーから取得した映像・画像等で 4 半期に 1 度以上の頻度で実施した教育記録と教材の映像や教育状況の写真。
	情報公開⑩	詳細項目 1～9 までのすべてが 全事業者 対象になります。	中小事業者・準大規模事業者は詳細項目 1～3 までが対象、大規模事業者は詳細項目 1～9 までの全てが対象。

※「安全情報報告書」はインターネットにより「旅客自動車運送事業者報告情報管理・集計システム」(<https://ryokakuss.jp/pcs/>)にて報告した「一般貸切自動車運送事業者安全情報報告書」の画面を印刷したものを報告してください。

※「安全情報報告書」は入力の際に「ログインID」と「パスワード」が必要です。入力方法等についてご不明な点は、管轄の運輸局等へお問合せください。